

○新宿区旅館業法施行条例施行規則

平成24年3月30日規則第35号

改正 平成28年3月31日規則第51号

改正 平成30年6月13日規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）及び新宿区旅館業法施行条例（平成24年新宿区条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法及び条例で使用する用語の例による。

(書類の経由)

第3条 法及び旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）の定めるところにより区長に提出する申請書及び届出書は、保健所長を経由しなければならない。

(営業許可の申請)

第4条 省令第1条第1項の規定による法第3条第1項の許可（以下「営業許可」という。）に係る申請書は、旅館業営業許可申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）による。

2 申請書には、申請者（法人にあっては、代表者、常務、専務及びその業務を行う役員等）が法第3条第2項各号のいずれにも該当しない場合には、その旨の申告書（第2号様式）を添付しなければならない。

3 条例第2条の2の新宿区規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 旅館業を営もうとする施設について土地及び建物に係る登記事項証明書（申請者が賃借人である場合にあっては登記事項証明書及び賃貸借契約書の写し、申請者が転借人である場合にあっては登記事項証明書並びに賃貸借契約書及び転貸借契約書の写し）

(2) 旅館業を営もうとする施設の所有者等の利用許諾を証する書類

(3) 旅館業を営もうとする施設がある建物に2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する場合には、管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。）の利用許諾その他の旅館業を営むために必要な権原を有することを示す書類

4 申請書は、正本にその写し1通を添えて提出するものとする。

(営業許可書の交付等)

第5条 区長は、前条に規定する申請に対し、営業許可を与えたときは、別に定めるところにより旅館業営業許可台帳を作成し、旅館業営業許可書（第4号様式）を交付する。

2 法第3条第5項の規定による通知は、旅館業営業不許可通知書（第5号様式）による。

(承継の承認)

第6条 省令第2条第1項の規定による法第3条の2第1項の承認（合併に係るものに限る。以下「合併承継承認」という。）に係る申請書は、旅館業営業承継承認申請書（第6号様式）による。

2 区長は、前項に規定する申請に対し、合併承継承認を与えたときは、旅館業営業承継承認書（第7号様式）を交付する。

第7条 省令第2条第1項の規定による法第3条の2第1項の承認（分割に係るものに限る。以下「分割承継承認」という。）に係る申請書は、旅館業営業承継承認申請書（第8号様式）による。

2 区長は、前項に規定する申請に対し、分割承継承認を与えたときは、旅館業営業承継承認書（第9号様式）を交付する。

第8条 省令第3条第1項の規定による法第3条の3第1項の承認（以下「相続承継承認」という。）に係る申請書は、旅館業営業承継承認申請書（第10号様式）による。

2 区長は、前項に規定する申請に対し、分割承継承認を与えたときは、旅館業営業承継承認書（第11号様式）を交付する。

（変更等の届出）

第9条 省令第4条の規定による届出は、旅館業営業許可事項変更届（第12号様式）又は旅館業営業停止・廃止届（第13号様式）を区長に提出することにより行うものとする。

（宿泊者名簿）

第10条 省令第4条の2第3項第2号の区長が必要と認める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 性別
- (2) 年齢
- (3) 前泊地
- (4) 行先地
- (5) 到着日時
- (6) 出発日時
- (7) 室名

（1客室の有効面積）

第11条 条例第5条第1項第5号アの規定による1客室の有効部分の面積（以下「有効面積」という。）は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定するものとする。

（貯湯槽を使用するときの措置）

第12条 条例第5条第1項第7号エ（ア）の規定による貯湯槽内部の清掃及び消毒は、1年に1回以上行うものとする。

2 条例第5条第1項第7号エ（イ）の規定により定める温度は、摂氏60度とする。

（ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置）

第13条 条例第5条第1項第7号オ（ア）の規定によるろ過器の逆洗浄等及び内部の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。

2 条例第5条第1項第7号オ（イ）の規定による配管の内部の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。

3 条例第5条第1項第7号オ（ウ）の規定による集毛器の清掃は、毎日行うものとする。

4 条例第5条第1項第7号オ（オ）の規定による浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について1年に1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。

（営業従事者名簿の記載事項）

第14条 条例第7条第4号の規定により定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 住所
- (4) 従事職種
- (5) 就業年月日

（構造部分）

第15条 条例第8条第3号イ、第10条第1項第2号及び第11条第1項第1号の規定により定める構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。

2 条例第10条第1項第3号の規定により定める構造部分の合計延べ床面積は、前項の規定により算定した各客室の構造部分の合計床面積を合計した面積とする。

（採光窓の面積）

第16条 条例第8条第3号ウ（第10条第2項及び第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定により定める面積は、有効面積の10分の1とする。

（共同便所の便器の数）

第17条 条例第8条第8号ウ（第10条第2項及び第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定により定める宿泊定員に応じた数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める数以上とする。この場合において、男子用便所及び女子用便所それぞれの便器の数は、施設の利用形態を勘案した数とする。

- (1) 便所を付設していない客室の合計定員（以下この条において「合計定員」という。）が30人以下の場合 次の表の左欄に掲げる合計定員に応じ、同表の右欄に掲げる数

合計定員	数
5人以下	2個
6人以上10人以下	3個
11人以上15人以下	4個
16人以上20人以下	5個
21人以上25人以下	6個
26人以上30人以下	7個

(2) 合計定員が31人以上300人以下の場合 30人を超えて10人（10人に満たない端数は、10人とする。）を増すごとに1個を7個に加算した数

(3) 合計定員が301人以上の場合 300人を超えて20人（20人に満たない端数は、20人とする。）を増すごとに1個を34個に加算した数

（共同洗面所の給水栓の数）

第18条 条例第8条第9号（第10条第2項及び第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定により定める数は、洗面設備を付設していない客室の合計定員について、5人（5人に満たない端数は、5人とする。）につき1個の割合で算定した数とし、当該合計定員が31人以上の場合は、30人を超えて10人（10人に満たない端数は、10人とする。）を増すごとに1個を6個に加算した数とする。

（衛生措置基準の特例）要確認

第19条 条例第12条の規定により定める特例は、公衆衛生の維持に支障がないと認められる場合に限り、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 省令第5条第1項に規定する施設 条例第5条第1項第2号アからエまでに掲げる照度のそれぞれについて、その2分の1とすること。

(2) 省令第5条第1項に規定する施設 条例第5条第1項第5号アの基準を、有効面積1.5平方メートルにつき1人とすること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（新宿区旅館業法施行細則の廃止）

2 新宿区旅館業法施行細則（昭和55年新宿区規則第41号）は、廃止する。

（新宿区旅館業法施行細則の廃止に伴う経過措置）

3 この規則の施行の際、前項の規定による廃止前の新宿区旅館業法施行細則の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、この規則の規定により作成した用紙としてなお当分の間使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第51号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月13日規則第45号）
（施行期日）

1 この規則は、平成30年6月15日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

（略）

第2号様式（第4条関係）

（略）

第3号様式

削除

第4号様式（第5条関係）

（略）

第5号様式（第5条関係）

（略）

第6号様式（第6条関係）

（略）

第7号様式（第6条関係）

（略）

第8号様式（第7条関係）

（略）

第9号様式（第7条関係）

（略）

第10号様式（第8条関係）

（略）

第11号様式（第8条関係）

（略）

第12号様式（第9条関係）

（略）

第13号様式（第9条関係）

（略）